

## 広島県広告取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、県が保有する公有財産、物品、印刷物等(以下「県有資産」という。)を、民間企業等の広告を掲出し又は掲載等する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用すること(以下「広告掲載」という。)に関して、別に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 広告掲載は、広告主に広告媒体を提供することにより、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載に関する基本的な考え方)

**第3条** 広告掲載は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、広島県会計規則(昭和39年規則第29号)、広島県公有財産管理規則(昭和39年規則第31号)その他関係法令等の定めるところに従い、公平性及び県の社会的な信頼性が損なわれないように、適正に実施されなければならない。

(広告掲載の範囲)

**第4条** 広告掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、県有資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (8) 比較広告
- (9) 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はその恐れのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種、事業者及び前項に規定する広告掲載の内容に係る基準(以下「広島県広告取扱基準」という。)は、総務局長が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

**第5条** 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、原則として、県政情報等と広告掲載欄とを区分し、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告主の募集方法等)

**第6条** 県有資産を所管する本庁各局(知事部局に限り、会計管理部及び危機管理監を含む。)及び地方機関(知事部局に限る。)の長(以下「局長等」という。)は、あらかじめ広告主の募集方法、募集価格、選定方法その他広告掲載に関し必要な事項を募集要領等で定め、広告主を選定する。

2 局長等は、必要に応じ、広告媒体の内容及び性質に応じて関係局長等による審査会を設置し、広告主を選定する。

3 前項の規定により設置された審査会の長は、必要に応じ、有識者等の意見又は説明を聴くことができる。

( 広告掲載料の徴収 )

**第 7 条** 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例等を勘案の上、局長等が募集要領等で事前に定めるものとする。

2 広告掲載料は、前納とする。ただし、あらかじめ募集要領等で定める場合は、この限りでない。

( 広告掲載料の返還 )

**第 8 条** 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、天災地変等広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

( 広告主の責務 )

**第 9 条** 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

( 広告掲載の中止等 )

**第 10 条** 局長等は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

(1) 広告主が指定する期日までに掲載する広告を提出しないとき。

(2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。

(5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項に該当したことにより、広告媒体の撤去等の必要が生じたときは、その費用は広告主が負うものとする。

( その他 )

**第 11 条** 局長等は、広告代理店を通じて広告主の募集を行うことができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結に関し必要な事項は、第 6 条の規定に準じて局長等が別に定めるものとする。

2 この要綱及び広島県広告取扱基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、局長等が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。